

平成 22 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社セカンドストリート  
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 孝 浩  
コ ー ド 番 号 7 6 4 1 (大証第2部)  
問 合 せ 先 取締役兼経営管理部長 尾 崎 桂 章  
T E L 0 4 8 - 6 6 9 - 0 8 8 1

## 支配株主である株式会社ゲオによる当社株式等に対する公開買付けに関する 意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 9 日開催の取締役会において、株式会社ゲオ（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）及び新株予約権の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、当社を完全子会社化する予定であること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社ゲオ（東証市場第一部、名証市場第一部、コード：2681）	
(2) 事 業 内 容	DVD、CD、ゲーム、書籍等のレンタル、リサイクル、販売他	
(3) 設 立 年 月 日	平成元年1月10日	
(4) 本 店 所 在 地	愛知県春日井市如意申町五丁目 11 番地の 3	
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 森原 哲也	
(6) 資 本 金	8,595 百万円	
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	遠藤 結蔵 15.95% (株)城蔵屋 8.87% (株)ゲオ 8.54% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 3.71% 日本マスタートラスト信託銀行(株) 3.52%	
(8) 公 開 買 付 者 と 当 社 の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は当社の発行済株式総数の 54.26% (68,302 株) を所有しております。
	人 的 関 係	当社の取締役 1 名は公開買付者の代表取締役を兼務しております。 当社の社外取締役 2 名は、1 名が公開買付者の取締役を、もう 1 名が従業員（執行役員）をそれぞれ兼務しております。 当社は、公開買付者より従業員 3 名の出向を受け入れています。
	取 引 関 係	建物賃貸借契約を締結しております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、公開買付者の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

## 2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

- イ 平成17年9月27日開催の定時株主総会の決議及び平成17年11月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成20年6月25日開催の定時株主総会の決議及び平成20年7月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）
- ハ 平成20年6月25日開催の定時株主総会の決議及び平成20年7月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権（以下「第10回新株予約権」といい、「第7回新株予約権」、「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」を総称して、「本新株予約権」といいます。）

## 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年2月9日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けが当社の更なる成長・発展と企業価値の向上に資するものであることから、本公開買付けに賛同する旨の決議を致しました。また、本公開買付けは、当社株式については当社株主の皆様に対して合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、当社株主が本公開買付けに応募することを勧める旨も併せて決議いたしました。但し、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様のご判断に委ねます。

なお、上記の取締役会決議にあたっては、後記「(6) 利益相反を回避するための措置」記載の措置をとっております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けに関する意見の背景及び理由

当社を含むゲオグループは、ポケットマネーで楽しめるさまざまなアミューズメントを、リーズナブルな価格でお客様に提供することを企業活動の基本方針としております。

ゲオグループはこの方針のもとに、マルチパッケージ（DVD・CD・ゲームソフト・書籍などの商品群）を、マルチサプライ（レンタル・リサイクル販売・新品販売）にて提供するメディアショップ「ゲオショップ」の展開を主軸とし、それに加えて通信機器販売、ゲームセンター等の娯楽施設の運営など、さまざまなアミューズメントを提供するサービスを全国に拡げております。

一方、当社におきましては、総合リサイクルストア「セカンドストリート」及び衣料・服飾雑貨専門のリサイクルストア「ジャンブルストア」の運営を行っており、リユース事業を全国展開しております。

公開買付者と当社との関係につきましては、平成18年4月に資本・業務提携により、当社が発行する第三者割当増資を公開買付者が引き受け、当社は公開買付者の株式所有割合34.34%（平成18年4月28日現在）の持分法適用会社となりました。その後、平成20年6月には、公開買付者による公開買付け及び第三者割当増資の引受けにより株式所有割合は52.76%（平成20年6月24日現在）となり当社は公開買付者の連結子会社となりました。更に、平成21年10月1日付で公開買付者が当社株式5,000株を取得したことにより、株式所有割合は54.26%となり現在に至っております。

当社が行っておりますリユース事業は、環境意識の高まりなどから市場は拡大傾向にあり、今後におきましてもリユース商品を利用する消費者は増加してくるものと考えております。したがって、リユース事業は今後の成長性が高く、ゲオグループにおきましても主力事業となっていく可能性があるものと考えております。

また、昨今の経済環境におきましては、生活防衛意識の高まりによりリユース事業への注目が高まっておりますが、企業価値の向上を図っていくためには、さらなる経営努力や工夫が必要になってきております。

このような状況の中、ゲオグループが提供する商品やサービス、店舗網を活かし、消費者のニーズを敏感に捉えた営業施策を実施していくことが最重要課題であると捉え、そのためにはメディア事業とリユース事業を融合した店舗展開を本格的に実施していくことが必要であると判断いたしました。

そのためには、ゲオグループ内で運営及び管理体制の融合を図り、迅速な意思決定と施策実行を行える体制を整えることが、もっとも効率的であると考えております。

当社としては、ゲオグループ全体との一体性をこれまで以上に高め、物件情報の共有による店舗開発の迅速化、ゲオグループ店舗網を活用したリサイクル商材の販売機会の増大、ポイントカードの共有化による顧客層の拡大といったメリットを今まで以上に享受できる環境を整えることにより、急速に拡大し続けるリユース市場の中で、競合他社に対する優位性を保ち、より早期に企業価値の向上を実現できるとの判断のもと、公開買付者との間で両者の提携のあり方について協議を重ねて参りました。

その結果、当社とゲオグループ全体の相乗効果の創出、機動的なグループ内再編の実行、経営資源の最適化及び経営の効率化の観点から、当社を公開買付者の完全子会社とすることが最良の方策であるとの結論に至り、本公開買付けについて賛同の意見を表明することといたしました。

また、本公開買付けの当社株式の買付価格は、後記「② 算定の基礎及び経緯」に記載のとおり妥当であり、本公開買付けは当社株式の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであるとの判断から、当社の株主の皆様に対しても本公開買付けへの応募を勧める旨の決議をすべきと判断した次第です。なお、本新株予約権の応募につきましては、後記「② 算定の基礎及び経緯」に記載の事情に鑑み、当社は中立の立場をとり、本新株予約権者の判断に委ねることと致します。

## ② 算定の基礎及び経緯

当社取締役会は、当社が公開買付者の連結子会社に該当するため、利益相反を回避し、買付価格の公正性を担保する観点から、公開買付者とは別個に、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しない東京ユナイテッド・パートナーズ LLP（以下「ユナイテッド・パートナーズ」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 2 月 8 日付で株式価値評価報告書を取得し、これを参考に買付価格の妥当性を検証いたしました。なお、当社はユナイテッド・パートナーズから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得していません。

ユナイテッド・パートナーズは、当社の株式価値を算定するに際して、当社が提出した事業計画等に基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて分析を行い、市場株価法では 37,531 円から 43,200 円、DCF 法では 50,912 円から 62,537 円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されております。

また、本買付価格である 1 株当たり金 60,000 円は、平成 22 年 2 月 8 日の大阪証券取引所における当社株式の終値 43,000 円に対して 39.53%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 1 月 12 日から平成 22 年 2 月 8 日まで）の終値の単純平均値 42,435 円（小数点以下四捨五入）に対して 41.39%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 21 年 11 月 9 日から平成 22 年 2 月 8 日まで）の終値の単純平均値 40,118 円（小数点以下四捨五入）に対して 49.56%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 21 年 8 月 10 日から平成 22 年 2 月 8 日まで）の終値の単純平均値 37,978 円（小数点以下四捨五入）に対して 57.99%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

当社は、買付価格の評価及び本公開買付けに対する賛同の判断に当たりましては、これを参考に、当社のリーガル・アドバイザーである北村・平賀法律事務所から当社の意思決定の公正性の担保、利益相反回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法等について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件を慎重に検討いたしました。

その結果、本公開買付けが、当社とゲオグループとの一体性を高め事業シナジーを極大化するとともに、当社の店舗開発部門や運営サポート部門の一元化、物流システムの強化、管理系部門の公開買付者への集約などにより、効率的かつ機動的な事業活動を行える組織体制の再構



ける終値 43,000 円に対して 39.53%のプレミアムを、平成 22 年 2 月 8 日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 1 ヶ月間における単純平均 42,435 円に対して 41.39%のプレミアムを、同 3 ヶ月間の単純平均 40,118 円に対して 49.56%のプレミアムを、同 6 ヶ月間の単純平均 37,978 円に対して 57.99%のプレミアムを、それぞれ加えた金額になります。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、後記「(4) 本公開買付け後の非公開化手続に係る方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、公開買付者を除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済株式総数 (当社が保有する自己株式を除きます。) を取得する手続を行うことを企図しております。

#### (4) 本公開買付け後の非公開化手続に係る方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、当社を完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の発行済株式の全て (当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。) を取得する予定です。本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、(i)当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、(ii)上記(i)による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。) を付す旨の定款変更を行うこと、及び(iii)当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること、上記(i)ないし(iii)を付議議案に含む定時株主総会又は臨時株主総会 (以下、定時株主総会と臨時株主総会を合わせて「株主総会」といいます。) 及び上記(ii)を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、当該株主総会及び種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記(i)ないし(iii)を同一の株主総会に付議することについても当社に要請する予定です。また、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記(i)ないし(iii)の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数 (合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。) に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全子会社化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、現在未定であります。完全子会社化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主 (公開買付者を除きます。) に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が上記の株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本買付価

格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記の株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社の株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施までに時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化をすることを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等によっては、当該金銭の額が、本買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

当社の本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当社の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、当社はかかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合がありますが、現時点でその方法は決定しておりません。

当社は、以上に述べたとおり完全子会社化を実施する予定ですが、その詳細（上記(i)ないし(iii)の議案の詳細を含みます。）及び時期については、現時点で未定であり、公開買付者等と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

なお、本公開買付けへの応募、その後実施される可能性のある完全子会社化手続の実行によって交付される対価の受領、又は完全子会社化手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願い致します。

#### (5) 公正性を担保するための措置

##### ① 公開買付者における買付価格決定のプロセス

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである東海東京証券株式会社（以下「東海東京証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

東海東京証券は、市場株価法、DCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は東海東京証券から平成22年2月8日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、東海東京証券から本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

東海東京証券が上記各手法に基づき算定した当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	37,670円から42,430円
DCF法	42,542円から77,393円

市場株価法では、平成22年2月4日を基準日として、大阪証券取引所における当社株式の直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均（VWAP）で評価し、当社株式1株当たりの価値の範囲を37,670円から42,430円までと算定したとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を42,542円から77,393円までと算定したとのことです。

公開買付者は、東海東京証券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、当社

の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討したことに加え、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 2 月 9 日の取締役会決議によって、本買付価格を 1 株当たり金 60,000 円と決定したとのことです。

なお、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ② 算定の基礎及び経緯」記載のとおり、本公開買付価格である 60,000 円という価格は、平成 22 年 2 月 8 日の大阪証券取引所市場第二部における終値 43,000 円に対して 39.53%のプレミアムを、平成 22 年 2 月 8 日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 1 ヶ月間における単純平均 42,435 円に対して 41.39%のプレミアムを、同 3 ヶ月間の単純平均 40,118 円に対して 49.56%のプレミアムを、同 6 ヶ月間の単純平均 37,978 円に対して 57.99%のプレミアムを、それぞれ加えた金額になります。

また、本新株予約権は、(i)当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、その発行要項において、第 7 回新株予約権の新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社 100%子会社の取締役又は従業員であること、第 9 回新株予約権の新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあること、第 10 回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができること等の行使条件が付されており、(ii)本新株予約権の新株予約権者は、新株予約権を譲渡するときは当社の取締役会の承認を要することとされているほか、本新株予約権の新株予約権者が当社と締結した新株予約権割当契約には、本新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定その他の一切の処分行為をすることができない等の譲渡制限が付されております。したがって、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を買い付けたとしても、これを自ら行使することはできないと解されることから、平成 22 年 2 月 9 日開催の取締役会において、上記の通り買付価格を 1 個につき 1 円と決定したとのことです。なお、買付者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

#### ② 独立した第三者算定機関からの価値算定書の取得等

前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ② 算定の基礎及び経緯」記載のとおり、当社取締役会は、当社が公開買付者の連結子会社に該当するため、利益相反を回避し、買付価格の公正性を担保する観点から、公開買付者とは別個に、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しないユナイテッド・パートナーズに当社の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 2 月 8 日付で株式価値評価報告書を取得し、これを参考に買付価格の妥当性を検証いたしました。なお、当社はユナイテッド・パートナーズから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得しておりません。

また、当社は、買付価格の評価及び本公開買付けに対する賛同の判断に当たりましては、これを参考に、当社のリーガル・アドバイザーである北村・平賀法律事務所から当社の意思決定の公正性の担保、利益相反回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法等について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件を慎重に検討いたしました。

#### ③ 第三者からの買付けの機会の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間を、比較的長期である 30 営業日に設定することにより、当社株式について、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び実行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しております。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

当社は、利益相反を回避し、買付価格の公正性を担保する見地から、当社の取締役会を構成する取締役のうち多数が特別利害関係人であるという事情に鑑みて、当社のリーガル・アドバイザーである北村・平賀法律事務所から公正性の担保、利益相反の回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法等について助言を受けた上で、本公開買付けに関する平成 22 年 2 月 9 日の当社取

締役会決議には、本公開買付けにつき特別利害関係を有する取締役を除く当社取締役及び監査役の全員が参加し、第三者算定機関であるユナイテッド・パートナーズより提出を受けた公開買付価格に関する意見書における算定結果を参考に審議を行った結果、決議に参加した当社取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議するとともに、当社株式の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。また、いずれの監査役も、当社取締役会がかかる意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。なお、上記の当社取締役会においては、公開買付者の代表取締役会長を兼任する沢田喜代則、同取締役副社長を兼任する久保田貴之、及び同従業員（執行役員）を兼任する水谷準一の3名の実務取締役は、公開買付けにおける本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者でありますので、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておりません。なお、本新株予約権については、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ②算定の基礎及び経緯」に記載のとおり、当社は、第三者算定機関であるユナイテッド・パートナーズに対して価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見を依頼しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記取締役会において、本公開買付けに応募することを勧めるか否かについては中立の立場をとり、本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行っております。

当社には、公開買付者と利害関係を有しない社外取締役が2名、社外監査役が2名それぞれおりますが、上記のとおり、これらの社外取締役及び社外監査役全員が、上記の実務取締役会決議に賛成し、または賛成する旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に関する重要な合意に関する事項  
公開買付者は、当社の第三位株主である株式会社S&A（平成21年10月27日現在：所有株式数10,728株、株式所有割合8.52%）との間において、同社が所有する当社普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年2月9日付で締結しております。但し、株式会社S&Aは、公開買付応募契約において、応募義務は、①公開買付者の表明・保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付けへの応募以前において履行すべき公開買付応募契約上の全ての義務を履行していること、の全てが充足されることを前提条件としており、当該前提条件が充足されない場合には、株式会社S&Aは本公開買付けに応募しないことができます。また、①本公開買付けで企図される株券等の買付け又は本公開買付けへの応募が法令に違反し、又は監督官庁から本公開買付けで企図される株券等の買付けが法令に違反する旨の指導・回答・勧告その他措置・処分があった場合、②令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生したことを理由として公開買付者が本公開買付けを撤回した場合、③公開買付応募契約における公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実又は正確でないことが判明した場合、又は、④公開買付者が公開買付応募契約のいずれかの条項に違反した場合には、公開買付応募契約を解除することができます。
5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
7. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。
8. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (4) 本公開買付け後の非公開化手続に係る方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は、当社を非公開化し、当社の株式の全てを取得する方針とのことです。

10. 支配株主との取引等に関する事項

本件は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、ゲオグループの他の企業と事業の棲み分けがなされ、またゲオグループの他の企業から当社の自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しており、本件についても、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に適合しております。

以上

添付資料：平成 22 年 2 月 9 日付「当社子会社である株式会社セカンドストリート株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」



平成 22 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **ゲオ**  
本 社 住 所 愛 知 県 春 日 井 市 宮 町 一 丁 目 1 番 地 1  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 原 哲 也  
(コード番号:2681 東証・名証・第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 久 保 田 貴 之  
(TEL0568-33-4388)

## 当社子会社である株式会社セカンドストリート株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ゲオ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社セカンドストリート（大証 2 部 上 場 コード番号：7641、以下「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

現在、当社は、対象者の普通株式を 68,302 株（平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「株式所有割合」といいます。）にして 54.26%）を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、平成 22 年 2 月 9 日開催の当社取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式（但し、当社が既に保有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下「対象普通株式」といいます。）及び対象者の新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。

当社は、対象者を完全子会社化する方針であるため、本公開買付けにより対象者普通株式の全てを取得できなかった場合において、当社により対象者の発行済株式（対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とするための一連の手続（以下「完全子会社化手続」といい、その詳細は後記「(4) 本公開買付け後の完全子会社化手続に係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施することを予定しております。

本公開買付けにおける対象者普通株式 1 株当りの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は 60,000 円です。また、本新株予約権（後記「2. 買付け等の概要 (3) 買付け等の価格」にて定義します。以下同じ。）については、後記「2. 買付等の概要 (4) 買付け等の価格の算定根拠等」に記載のとおり、本公開買付けにより当社が買い付けたとしても行使できないと解されることから、買付価格を 1 個につき 1 円と決定いたしました。

後記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に詳細を記載のとおり、対象者は、平成 22 年 2 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見表明を行うことを決議しております。

##### (2) 本公開買付けの背景及び目的並びに本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社グループは、ポケットマネーで楽しめるさまざまなアミューズメントを、リーズナブルな価格でお客様に提供することを企業活動の基本方針としております。

当社グループはこの方針のもとに、マルチパッケージ(DVD・CD・ゲームソフト・書籍などの商品群)を、マルチサブライ(レンタル・リサイクル販売・新品販売)にて提供するメディアショップ「ゲオショップ」の展開を主軸とし、それに加えて通信機器販売、ゲームセンター等の娯楽施設の運営など、さまざまなアミューズメントを提供するサービスを全国に拡げております。

一方、対象者におきましては、総合リサイクルストア「セカンドストリート」及び衣料・服飾雑貨専門のリサイクルストア「ジャンブルストア」の運営を行っており、リユース事業を全国に展開しております。

当社と対象者の関係につきましては、平成18年4月に資本・業務提携により、対象者が発行する第三者割当増資を引き受け、株式所有割合34.34%(平成18年4月28日現在)の持分法適用会社となりました。その後、平成20年6月には、当社による公開買付け及び第三者割当増資の引受けを行ったことにより株式所有割合は52.76%(平成20年6月24日現在)となり当社連結子会社となりました。更に、平成21年10月1日付で5,000株の株式取得を行ったことにより、株式所有割合は54.26%となり現在に至っております。

対象者が行っておりますリユース事業は、環境意識の高まりなどから市場は拡大傾向にあり、今後におきましてもリユース商品を利用する消費者は増加してくるものと考えております。したがって、リユース事業は今後の成長性が高く、当社グループにおきましても主力事業となっていく可能性があるものと考えております。

また、昨今の経済環境におきましては、生活防衛意識の高まりによりリユース事業への注目が高まっておりますが、企業価値の向上ならびに企業集団の収益向上を図っていくためには、さらなる経営努力や工夫が必要になってきております。

このような状況の中、当社グループが提供する商品やサービス、店舗網を活かし、消費者のニーズを敏感に捉えた営業施策を実施していくことが最重要課題であると捉え、そのためにはメディア事業とリユース事業を融合した店舗展開を本格的に実施していくことが必要であると判断いたしました。

そのためには、運営及び管理体制の融合を図り、迅速な意思決定と施策実行を行える体制を整えることが、もっとも効率的であると考えております。

本公開買付け及びその後の完全子会社化手続を経て対象者を完全子会社とした後におきましては、店舗開発部門や運営サポート部門の一元化や、管理系部門を当社に集約するなど、効率のかつ機動的な事業活動を行える組織体制の再構築を図り、当社の意思決定機関によるメディア事業及びリユース事業の拡大を行ってまいります。

### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、当社が対象者の普通株式に係る議決権の過半数を保有し、対象者を連結子会社としていることから、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」といいます。))に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。

東海東京証券は、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は東海東京証券から平成22年2月8日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「算定書」といいます。))を取得いたしました。なお、当社は、東海東京証券から本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

東海東京証券が上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 37,670円から42,430円

DCF法 42,542円から77,393円

市場株価法では、平成22年2月4日を基準日として、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。))における対象者の普通株式の直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均(VWAP)で評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を37,670円から42,430円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,542円から77,393円までと算定しております。

当社は、東海東京証券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年2月9日の取締役会決議によって、本公開買付け価格を1株当たり金60,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり金60,000円は、平成22年2月8日の大阪証券取引所における対象者の普通株式の終値43,000円に対して39.53%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成22年1月12日から平成22年2月8日まで）の終値の単純平均値42,435円（小数点以下四捨五入）に対して41.39%（小数点以下第三位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成21年11月9日から平成22年2月8日まで）の終値の単純平均値40,118円（小数点以下四捨五入）に対して49.56%（小数点以下第三位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成21年8月10日から平成22年2月8日まで）の終値の単純平均値37,978円（小数点以下四捨五入）に対して57.99%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、①対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、その発行要項において、第7回新株予約権の新株予約権者は、新株予約権の行使時において対象者並びに対象者100%子会社の取締役又は従業員であること、第9回新株予約権の新株予約権者は、権利行使時においても、対象者の取締役又は従業員の地位にあること、第10回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において対象者の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができること等の行使条件が付されており、②本新株予約権の新株予約権者は、新株予約権を譲渡するときは対象者の取締役会の承認を要することとされているほか、本新株予約権の新株予約権者が対象者と締結した新株予約権割当契約には、本新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定その他の一切の処分行為をすることができない等の譲渡制限が付されており、したがって、本公開買付けにより当社が本新株予約権を買い付けたとしても、これを自ら行使することはできないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。なお、買付者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

一方、対象者公表の平成22年2月9日付「支配株主である株式会社ゲオによる当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、対象者が公開買付け者の連結子会社に該当するため、利益相反を回避し、買付価格の公正性を担保する観点から、公開買付けとは別個に、対象者及び公開買付け者から独立した第三者算定機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない東京ユナイテッド・パートナーズLLP（以下「ユナイテッドパートナーズ」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年2月8日付で株式価値評価報告書（以下「本評価資料」といいます。）を取得し、これを参考に買付価格の妥当性を検証したとのことです。なお、対象者はユナイテッドパートナーズから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得していないとのことです。

ユナイテッドパートナーズは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者が提出した事業計画等に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて分析を行い、市場株価法では37,531円から43,200円、DCF法では50,912円から62,537円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。

対象者は、本公開買付け価格の評価及び本公開買付けに対する賛同の判断に当たりましては、これを参考に、対象者のリーガル・アドバイザーである北村・平賀法律事務所から対象者の意思決定の公正性の担保、利益相反回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法等について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件を慎重に検討したとのことです。

その結果、本公開買付けが、対象者と当社グループとの一体性を高め事業シナジーを極大化するとともに、対象者の店舗開発部門や運営サポート部門の一元化、物流システムの強化、管理系部門の公開買付け者への集約などにより、効率的かつ機動的な事業活動を行える組織体制の再構築を図るなどにより経営基盤の強化に寄与するものであり、対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するものであると判断したとのことです。また、本公開買付け価格は、市場株価法により分析された対象者の1株当たりの株式価値の上限を大幅に超過していることや、DCF法により算定された対象者の1株当たりの株式価値のレンジの範囲内に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断したとのことです。以上より、対象者取締役会は、本公開買付けが、対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格その他の諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者株式の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、本新株予約権については、第三者算定機関であるユナイテッドパートナーズに対して価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見を依頼しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記取締役会において、本公開買付けに応募することを勧めるか否かについては中立の

立場に立ち、応募するか否かは本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

なお、いずれの監査役も、対象者取締役会がかかる意見を表明することに賛成する旨の意見を述べているとのことです。

#### ②独立した法律事務所からの助言

対象者公表の平成 22 年2月9日付「支配株主である株式会社ゲオによる当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役会は、対象者の意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者である北村・平賀法律事務所を指名し、同事務所に対し公正性の担保、利益相反の回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言について依頼したとのことです。北村・平賀法律事務所は、必要に応じて随時対象者取締役会との間で協議を行い、また当社に対して本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得したとのことです。対象者は、北村・平賀法律事務所から公正性の担保、利益相反回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する口頭及び書面による法的助言を受けつつ、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

#### ③取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者公表の平成22年2月9日付「支配株主である株式会社ゲオによる当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、利益相反を回避し、買付価格の公正性を担保する見地から、対象者の取締役会を構成する取締役のうち多数が特別利害関係人であるという事情に鑑みて、対象者のリーガル・アドバイザーである北村・平賀法律事務所から公正性の担保、利益相反回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法等について助言を受けた上で、本公開買付けに関する平成22年2月9日の対象者取締役会決議には、本公開買付けにつき特別利害関係を有する取締役を除く対象者取締役及び監査役の全員が参加し、第三者算定機関であるユナイテッドパートナーズより提出を受けた公開買付価格に関する意見書における算定結果を参考に審議を行った結果、決議に参加した対象者取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議するとともに、対象者株式の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、いずれの監査役も対象者の取締役会がかかる意見を表明することに賛成する旨の意見をのべているとのことです。

上記の対象者の取締役会においては、公開買付者の代表取締役会長 沢田喜代則、同取締役副社長 久保田貴之、及び同従業員(執行役員) 水谷準一の3名の取締役は、公開買付者における本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者でありますので、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については第三者算定機関であるユナイテッドパートナーズに対して価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見を依頼しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記取締役会において、本公開買付けに応募することを勧めるか否かについては中立の立場に立ち、応募するか否かは本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

対象者には、公開買付者と利害関係を有しない社外取締役が2名、社外監査役が2名それぞれおりますが、上記のとおり、これらの社外取締役及び社外監査役全員が、上記の取締役会決議に賛成し、または賛成する旨の意見を述べております。

#### ④買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び実行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しております。

#### (4) 本公開買付け後の完全子会社化手続に係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による

変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、上記①ないし③を付議議案に含む定時株主総会又は臨時株主総会(以下、定時株主総会と臨時株主総会を合わせて「株主総会」といいます。)及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、当該株主総会及び種類株主総会の開催にあたり、当社は、上記①ないし③を同一の株主総会に付議することについても対象者に要請する予定です。また、当社は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全子会社化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、現在未定であります。完全子会社化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社を除きます。)に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が上記の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記の株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主の対象者の株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施までに時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化をすることを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等によっては、当該金銭の額が、本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

対象者の本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、対象者はかかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合がありますが、現時点でその方法は決定しておりません。

以上に述べたとおり完全子会社化手続を実施する予定ですが、その詳細(上記①ないし③の議案の詳細を含みます。)及び時期については、現時点で未定であり、対象者等と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

なお、本公開買付けへの応募、その後に実施される可能性のある完全子会社化手続の実行によって交付される対価の受領、又は完全子会社化手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願い致します。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することにより、当社は対象者の発行済株式の全て(対象者の保有する自己株式を除きます。)

を保有することを企図していますので、その場合、対象者の普通株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を大阪証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、対象者の第三位株主である株式会社S&Aとの間において、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年2月9日付で締結しております。但し、株式会社S&Aは、公開買付応募契約において、応募義務は、①公開買付者の表明・保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付けへの応募以前において履行すべき公開買付応募契約上の全ての義務を履行していること、の全てが充足されることを前提条件としており、当該前提条件が充足されない場合には、株式会社S&Aは本公開買付けに応募しないことができます。また、①本公開買付けで企図される株券等の買付け又は本公開買付けへの応募が法令に違反し、又は監督官庁から本公開買付けで企図される株券等の買付けが法令に違反する旨の指導・回答・勧告その他措置・処分があった場合、②令第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生したことを理由として公開買付者が本公開買付けを撤回した場合、③公開買付応募契約における公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実又は正確でないことが判明した場合、又は、④公開買付者が公開買付応募契約のいずれかの条項に違反した場合には、公開買付応募契約を解除することができます。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	株式会社セカンドストリート																					
② 事業内容	リユース事業 (衣料、服飾雑貨、家電製品、家具等の販売及び買取)																					
③ 設立年月日	昭和63年6月14日																					
④ 本店所在地	香川県高松市今里町二丁目16番地1																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清水 孝浩																					
⑥ 資本金	1,987百万円(平成21年9月30日現在)																					
⑦ 大株主及び持株比率 (平成21年9月30日現在)	<table border="0"> <tr> <td>株式会社ゲオ</td> <td>50.29%</td> </tr> <tr> <td>ジャパン・ブレイクスルー・2004</td> <td>12.67%</td> </tr> <tr> <td>株式会社S&amp;A</td> <td>12.49%</td> </tr> <tr> <td>沢田 喜代則</td> <td>2.54%</td> </tr> <tr> <td>阿部 和広</td> <td>1.19%</td> </tr> <tr> <td>清水 孝浩</td> <td>1.17%</td> </tr> <tr> <td>協愛株式会社</td> <td>1.03%</td> </tr> <tr> <td>あいおい損害保険株式会社</td> <td>0.92%</td> </tr> <tr> <td>萩原 勝</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>グラスホッパー従業員持株会</td> <td>0.57%</td> </tr> </table>		株式会社ゲオ	50.29%	ジャパン・ブレイクスルー・2004	12.67%	株式会社S&A	12.49%	沢田 喜代則	2.54%	阿部 和広	1.19%	清水 孝浩	1.17%	協愛株式会社	1.03%	あいおい損害保険株式会社	0.92%	萩原 勝	0.87%	グラスホッパー従業員持株会	0.57%
株式会社ゲオ	50.29%																					
ジャパン・ブレイクスルー・2004	12.67%																					
株式会社S&A	12.49%																					
沢田 喜代則	2.54%																					
阿部 和広	1.19%																					
清水 孝浩	1.17%																					
協愛株式会社	1.03%																					
あいおい損害保険株式会社	0.92%																					
萩原 勝	0.87%																					
グラスホッパー従業員持株会	0.57%																					
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の54.26%(68,302株)を所有しております。																				
	人的関係	対象者の取締役のうち、沢田喜代則及び久保田貴之は当社の取締役を兼任しており、対象者取締役の水谷準一は当社の従業員(執行役員)を兼任しております。また、当社従業員3名が対象者に出向しております。																				
	取引関係	当社は対象者との間で建物賃貸借契約を行っております。																				
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。																				

(注1) 対象者の平成21年11月12日提出の第22期第2四半期報告書および開示された情報に基づいて作成しております。

(注2) 当社は、平成21年10月1日に公表しました「子会社株式の追加取得に関するお知らせ」のとおり、5,000株を取得しており、現時点での当社の持株比率は54.26%となっております。また、平成21年10月9日付臨時報告書によりますと株式会社S&Aの持株比率は8.52%となっております。

### (2) 買付け等の期間

#### ①届出当初の買付け等の期間

平成22年2月10日(水曜日)から平成22年3月25日(木曜日)まで(30営業日)

#### ②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

### (3) 買付け等の価格

#### ①普通株式 1株につき、金60,000円

#### ②新株予約権

(ア) 平成17年9月27日開催の対象者の定時株主総会における決議に基づき発行された新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円

(イ) 平成20年6月25日開催の対象者の定時株主総会における決議に基づき発行された新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円

(ウ) 平成20年6月25日開催の対象者の定時株主総会における決議に基づき発行された新株予約権(以下「第10回新株予約権」といい、「第7回新株予約権」、「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」を総称して、「本新株予約権」といいます。) 1個につき金1円

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### I. 算定の基礎

###### ①普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である東海東京証券が平成22年2月8日に提出した「算定書」を参考に検討いたしました。

東海東京証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びDCF法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

市場株価法:37,670円から42,430円

DCF法 :42,542円から77,393円

・市場株価法では、平成22年2月4日を基準日として、大阪証券取引所における対象者の普通株式の直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均(VWAP)で評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を37,670円から42,430円までと算定しております。

・DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,542円から77,393円までと算定しております。

当社は、東海東京証券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年2月9日の取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり金60,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金60,000円は、平成22年2月8日の大阪証券取引所における対象者の普通株式の終値43,000円に対して39.53%(小数点以下第三位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成22年1月12日から平成22年2月8日まで)の終値の単純平均値42,435円(小数点以下四捨五入)に対して41.39%(小数点以下第三位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成21年11月9日から平成22年2月8日まで)の終値の単純平均値40,118円(小数点以下四捨五入)に対して49.56%(小数点以下第三位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成21年8月10日から平成22年2月8日まで)の終値の単純平均値37,978円(小数点以下四捨五入)に対して57.99%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

###### ②新株予約権

本新株予約権の買付価格である1個あたり1円は、対象者の普通株式の本公開買付価格及び本新株予約権の行使価格等にかかわらず、本新株予約権の権利行使に係る条件の内容を勘案のうえ、算定されたものであります。すなわち、①本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、その発行要項において、第7回新株予約権の新株予約権者は、新株予約権の行使時において対象者並びに対象者100%子会社の取締役又は従業員であること、第9回新株予約権の新株予約権者は、権利行使時においても、対象者の取締役又は従業員の地位にあること、第10回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において対象者の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができること等の行使条件が付されており、②本新株予約権の新株予約権者は、新株予約権を譲渡するときは対象者の取締役会の承認を要することとされているほか、本新株予約権の新株予約権者が対象者と締結した新株予約権割当契約には、本新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定その他の一切の処分行為をすることができない等の譲渡制限が付されております。したがって、本公開買付けにより当社が本新株予約権を買い付けたとしても、これを自ら行使することはできないと解されることから、平成22年2月9日開催の取締役会において、上記の通り買付価格を1個につき1円と決定いたしました。なお、買付者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

## II. 算定の経緯

### ①普通株式

#### (i) 第三者算定機関からの株式価値評価書の取得について

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として東海東京証券を選定し、平成22年2月8日付で、「算定書」を受領しています。

#### (ii) 算定書の概要について

東海東京証券は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、DCF法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価法：37,670円から42,430円

DCF法：42,542円から77,393円

#### (iii) 本公開買付価格の決定について

公開買付者は、平成22年1月頃より本取引について検討を進め、対象者と協議・交渉を開始いたしました。

公開買付者は、対象者の将来価値を検討の結果、シナジー効果を反映し将来の事業収益を基礎とするDCF法による株式価値評価をより重視し、対象者との協議を経て、最終的に平成22年2月9日に、本公開買付価格を1株当たり60,000円とすることを、公開買付者の全取締役において決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金60,000円は、平成22年2月8日の大阪証券取引所における対象者の普通株式の終値43,000円に対して39.53%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成22年1月12日から平成22年2月8日まで）の終値の単純平均値42,435円（小数点以下四捨五入）に対して41.39%（小数点以下第三位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成21年11月9日から平成22年2月8日まで）の終値の単純平均値40,118円（小数点以下四捨五入）に対して49.56%（小数点以下第三位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成21年8月10日から平成22年2月8日まで）の終値の単純平均値37,978円（小数点以下四捨五入）に対して57.99%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となり、対象者による本公開買付けへの賛同の可否という観点からも合理的と考えています。

#### (iv) 買付価格の公正性を担保するための措置について

対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関であるユナイテッドパートナーズより、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する本評価資料を取得しております。

ユナイテッドパートナーズは本評価資料において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法及びDCF法による分析を行いました。各手法における対象者1株当たりの算定結果は以下のとおり示されております。

市場株価法:37,531円から43,200円

DCF法：50,912円から62,537円

対象者は、本公開買付価格の評価及び本公開買付けに対する賛同の判断に当たりましては、これを参考に、対象者のリーガル・アドバイザーである北村・平賀法律事務所から対象者の意思決定の公正性の担保、利益相反回避の観点に基づく意思決定過程、意思決定方法等について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件を慎重に検討したとのことです。

その結果、本公開買付けが、対象者と当社グループとの一体性を高め事業シナジーを極大化するとともに、対象者の店舗開発部門や運営サポート部門の一元化、物流システムの強化、管理系部門の公開買付者への集約などにより、効率的かつ機動的な事業活動を行える組織体制の再構築を図るなどにより経営基盤の強化に寄与するものであり、対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するものであると判断したとのことです。また、本公開買付価格は、市場株価法により分析された対象者の1株当たりの株式価値の上限を大幅に超過していることや、DCF法により算定された対象者の1株当たりの株式価値のレンジの範囲内に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断したとのことです。以上より、対象者取締役会は、本公開買付けが、対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付価格その他の諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者株式の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、いずれの監査役も、対象者取締役会がかかる意見を表明することに賛成する旨の意見を述べているとのことです。上記の対象者の取締役会においては、公開買付者の代表取締役会長 沢田喜代則、同取締役副社長 久保田貴之、及び同従業員（執行役員）水谷準一の3名の取締役は、公開買付者における本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者でありますので、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加していないとのことで

す。

(v) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び実行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しております。

②新株予約権

本新株予約権の買付価格である1個あたり1円は、対象者の普通株式の買付価格及び本新株予約権の行使価格等にかかわらず、本新株予約権の権利行使に係る条件の内容を勘案のうえ、算定されたものであります。すなわち、①本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、その発行要項において、第7回新株予約権の新株予約権者は、新株予約権の行使時において対象者並びに対象者100%子会社の取締役及び従業員であること、第9回新株予約権の新株予約権者は、権利行使時においても、対象者の取締役又は従業員の地位にあること、第10回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において対象者の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができること等の行使条件が付されており、②本新株予約権の新株予約権者は、新株予約権を譲渡するときは対象者の取締役会の承認を要することとされているほか、本新株予約権の新株予約権者が対象者と締結した新株予約権割当契約には、本新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定その他の一切の処分行為をすることができない等の譲渡制限が付されております。したがって、本公開買付けにより当社が本新株予約権を買い付けたとしても、これを自ら行使することはできないと解されることから、平成22年2月9日開催の取締役会において、上記の通り買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

なお、買付者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。対象者は、本新株予約権については第三者算定機関であるユナイテッドパートナーズに対して価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見を依頼しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記取締役会において、本公開買付けに応募することを勧めるか否かについては中立の立場に立ち、応募するか否かは本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

また、いずれの監査役も、対象者取締役会がかかる意見を表明することに賛成する旨の意見を述べているとのことです。上記の対象者の取締役会においては、公開買付者の代表取締役会長 沢田喜代則、同取締役副社長 久保田貴之、及び同従業員(執行役員) 水谷準一の3名の取締役は、公開買付けにおける本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者でありますので、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

III. 算定機関との関係

東海東京証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式換算した 買付予定数	株式換算した 買付予定数の上限	株式換算した 買付予定数の下限
株 券	57,567 株	一株	一株
新株予約権証券	3,094 株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等信託受益証券	一株	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株	一株
合 計	60,661 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定の株券等の数は、対象者が平成21年11月12日に提出した第22期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在

の発行済普通株式総数 125,876 株に、同四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の新株予約権(3,094 個)の行使により、発行又は移転(以下「発行等」といいます。)された又は発行等される可能性のある対象者の株式の最大数(3,094 株)を加えた数から、対象者が保有する自己株式数(平成 21 年 9 月 30 日現在で 7 株)及び当社が現在所有する株式数(68,302 株)を控除した数を記載しております。

(注3) 公開買付期間末日までに第7回新株予約権及び第 10 回新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。なお、第 9 回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。

(注4) 本公開買付を通じて対象者が保有する自己株式(平成 21 年 9 月 30 日現在 7 株)を取得する予定はありません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	68,302 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.96%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	7,158 個	(買付け等前における株券等所有割合 5.55%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	60,661 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	125,804 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者の所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者の所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数が含まれております。

(注4) 対象者の総株主等の議決権の数は、対象者が平成 21 年 11 月 12 日に提出した第 22 期第 2 四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、同四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(125,876 株)に、当該四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の本新株予約権(合計 3,094 個)を株式に換算した株式数(3,094 株)(平成 21 年 10 月 1 日以降公開買付期間末日までに本新株予約権が行使されたことにより発行等した、または発行等される可能性のある対象者の株式を含みます。)に係る議決権の数(3,094 個)を加えた数(128,970 個)から、対象者が保有する自己株式に係る議決権 7 個を除いた 128,963 個として計算しています。なお、対象者は、単元株制度を採用しておりません。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

#### (7) 買付代金 3,519,662,000 円

(注) 行使可能な新株予約権の全部が行使された後に普通株式として応募されると仮定した場合の金額を記載しております。したがって、本公開買付けにおける買付予定数(60,661 株)のうち、第 9 回新株予約権(2,000 個)を除く株数(58,661 株)については、1 株あたりの買付価格(60,000 円)を乗じた額に、第 9 回新株予約権については買付期間中に行使可能期間が到来しないため、第 9 回新株予約権の個数(2,000 個)に 1 個あたりの新株予約権の買付価格(1 円)を乗じた額を加算した金額を記載しております。

#### (8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

②決済の開始日  
平成 22 年 3 月 31 日(水曜日)

③決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその

常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行ないます。買い付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面(公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目6番2号  
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定す

る方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成22年2月10日(水曜日)

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、前記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の連結業績に与える影響は軽微です。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成22年2月9日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けに賛同することを決議しております。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

###### ①対象者の直近の業績状況

対象者は、平成22年2月9日に、大阪証券取引所において平成22年3月期第3四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況等は以下の通りです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況 (連結)		(百万円)
	平成22年3月期	第3四半期
営業収益		15,228
営業利益		235
経常利益		189
四半期純利益		44

###### (ii) 1株当りの状況 (連結)

	平成22年3月期	第3四半期
1株当たり四半期純利益	354円67銭	
1株当たり純資産	16,789円91銭	

###### ②当社の連結業績の状況

当社は、平成22年2月9日に、東京証券取引所および名古屋証券取引所において平成22年3月期の通期連結業績予想の修正を公表しております。当該公表に基づく当社連結の平成22年3月期業績見通し、および平成21年3月期の業績は以下の通りです。

(i) 損益の状況 (連結)		(百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期 (予想)	
売上高	252,303	243,000	
営業利益	10,225	13,000	
経常利益	9,745	12,500	
当期純利益	1,709	5,700	

###### (ii) 1株当りの状況 (連結)

	平成21年3月期	平成22年3月期 (予想)	
1株当たり当期純利益	3,072円50銭		
1株当たり純資産	61,521円31銭		
		-	

以上